

# コンピュータソフトウェア関連発明の 特許明細書の研究

## 第2回 サーバ装置とクライアント端末②(サブコンビネーション)

マクスウェル国際特許事務所  
弁理士 加島 広基

第四次産業革命が推し進められ、IoTやAI等の新たな技術が進展する中、ICTを利用してビジネス方法を実現するビジネス関連発明の利活用に注目が集まっている。ビジネス関連発明の特許出願件数は、2000年に生じた出願ブーム後に一旦は減少傾向となったものの、モノからコトへの産業構造の変化が進む中で2012年頃から現在に至るまで増加傾向にある。このようなビジネス関連発明は、発明の実施において主にソフトウェアを利用するコンピュータソフトウェア関連発明として規定することができるが、コンピュータソフトウェア関連発明の特許明細書を作成するにあたり一般的な物の発明とは異なる様々な留意点がある。本連載では、コンピュータソフトウェア関連発明独特の特許明細書の書き方について考えてみたい。

### 1. サブコンビネーションに関する課題

前回（第1回）ではサーバ側とクライアント側で一の発明を分担して実施するようなシステムにおける複数主体の問題について述べたが、今回はサーバ装置とクライアント端末を組み合わせたシステムにおけるサブコンビネーションの問題について解説する。サブコンビネーションとは、特許・実用新案審査基準の第II部第2章第3節等によれば、二以上の装置を組み合わせてなる全体装置の発明や、二以上の工程を組み合わせてなる製造方法の発明等に対し、組み合わせられる各装置の発明、各工程の発明等をいう。コンピュータソフトウェア関連発明（以下、CS関連発明という）についてサブコンビネーションの問題を考えるにあたり、クライアント端末に入力された情報やクライアント端末の検知部により検知された情報をサーバ装置に送信し、サーバ装置ではクライアント端末から送信された情報をプロセッサにより処理し、処理結果をサーバ装置から元のクライアント端末に返信するようなシステムについて検討する。このようなシステムにおいて、前回も述べたように侵害訴訟において侵害を肯定するにあたりシステム全体のクレームとするのではなくサーバ装置またはクライアント端末とすることが望ましいが、一方の装置についてクレームを立てる場合はサブコンビネーションの問題についても認識しておく必要がある。

サーバ装置のクレームを立てる場合、このクレーム中にクライアント端末の構成や動作について規定することもできるが、この場合はクライアント端末は「他のサブコンビネーション」とみなされるようになる。逆に、クライアント端末のクレームを立てる場合はサーバ装置が「他のサ